

■第 1 号議案・役員選出細則への修正案

対象議案	第 1 号議案		
対象項目	第 1 章・第 4 条（組織づくりの原則）		
修正内容	<p>この政党の組織づくりは、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランス、<u>組織の硬直化防止に配慮し、すべての会員に開かれたものとする</u>ことを原則とします。この原則を共同代表、役員、国会議員候補など人事選出においては必ず反映させるよう努力し、<u>選出過程においては、選出理由、構成バランスをわかりやすく会員に明示しなければなりません。</u></p>		
修正理由	<p>共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則（第 3 回「緑の党」結成準備委員会で確認）で「2013年参議院選挙・選挙要綱との整合性の取れたもの」との表記がある。</p> <p>その要綱（第 2 号議案 3. 候補者の選出・決定）において、「選出・決定プロセスは公開・公平を原則とする」、「直接選出は半数を超えてはならない」（＝会員に開かれた人事選出である必要がある）とあり、これを上記議案・項目にも適用すべきである。</p> <p><補足> 構成バランスについては、現状でも、配慮しきれていないケースも見受けられる。</p> <p>例えば、今回の全国協議会委員の協議会推薦者は、活動領域では基本政策 4. 生存権保障、地域では北関東が明らかに少ない。（別途、バランス評価表の事例ファイルを用意）</p> <p>選出過程において、こうした情報を、具体的な数値・表などとともに、わかりやすく会員に明示することで、協議会推薦時点での偏りを減らし、仮に偏ってしまう場合でも、欠けている活動領域・地域・世代の（新人）立候補を促す効果が期待でき、さらに、委員の信任投票や選挙の際、会員がそうした情報を参考にすることもできる。</p> <p>さらに、より根本的な問題点として、現状の協議会等での推薦プロセスが、既存メンバー重視で、推薦人数も多く、「開かれた」人事選出方法とは言いがたいため、今後、組織の硬直化も防止できる、より公平でバランスの取れた方法を構築していく必要がある。</p> <p>こうした取り組みにより、会員や非会員（国民）の信頼も得られ、支持基盤の強化、組織自体の強化につながると考えられる。</p>		
提出者	お名前	ご住所（市区町村まで）	
代表者	藤原 朋広	茨城県 守谷市	
	宮崎 登	ドイツ ハンブルク市	
	内藤 繁	神奈川県 藤沢市	
	鈴木 輝彦	東京都 杉並区	
	谷口 明生	神奈川県 横浜市	
	中山 茂	千葉県 成田市	

対象議案	第 1 号議案 ((暫定) 規約)		
対象項目	第 4 章・第 13 条 (成立要件)		
修正内容	<p>第 4 章第 13 条 (成立要件および議決)</p> <p>(1) 総会は会員の委任を含む過半数で成立する。委任は議長および総会に出席する会員に委任することができる。委任する場合は書面で委任する者の氏名を明記し、委任状提出者は署名の上、総会 7 日前までに届け出るものとする。</p> <p>(2) 議決に関しては、第 8 章 (規約の改廃) に関わる事項を除き、議決参加者の過半数をもって決定とする。議決については書面をもって採決に参加することができる。したがって、議案については、当日参加者の賛否および委任による賛否と書面による賛否をあわせた過半数をもって決する。(書面の到着期日などについては、別に総会運営規則 (仮称) をつくり、円滑な運営に資するようにする。)</p>		
修正理由	<p>修正の理由は、会員の声を最大限反映できるような総会の運営にしていくことが目的です。規約案には「直接民主主義」が謳ってあります。従来の組織のような上下の組織関係ではない新しい組織の形を模索している私たちにとって、自分たちで物事をきめていく組織のありかたは重要な課題です。たとえばまわりに知っている会員が誰もいなく、また「役員-協議会委員」の顔を知らない中で、議長だけに (もしくは役員・会員の誰かに)「委任」するのもおかしい形です。少々の時間がかかっても一人ひとりの声が届く仕組みを規約の形で反映させてもらいたいと考えています。</p>		
提出者 代表者 (○) 代表代理 (△)	お名前	ご住所 (市区町村まで)	TEL もしくは e-mail
	○大津啓	福岡県福岡市	
	荒木龍昇	福岡県福岡市	
	井上裕子	福岡県福岡市	
	足立力也	福岡県嘉徳郡桂川町	
	△桑野博	福岡県福津市	
	松本誠也	福岡県北九州市	
	野口英一郎	鹿児島県鹿児島市	
	二見孝一	熊本県八代市	
	歌野礼	長崎県南松浦郡新上五島町	
	△本河知明	福岡県福岡市	

対象議案	第1号議案		
対象項目	第4章・第19条（全国協議会委員の選出）		
修正内容	(1) 全国協議会の推薦 （23人以下を目安とする） （全国協議会委員の選出に関する細則に、④構成バランスを拍手承認で決定、を追記）		
修正理由	<p>共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則（2012.6.24 第3回「緑の党」結成準備委員会で確認）で、「2013年参議院選挙・選挙要綱との整合性の取れたものとします」との表記がある。</p> <p>その要綱（第2号議案 3. 候補者の選出・決定）において、「（候補者選定委員会による）直接選出は半数を超えてはならない」とあり、これを上記議案・項目にも適用することが、会員に開かれた協議会、選挙につながる（ML内でも推薦が多すぎるとの意見がある）。</p> <p>一方で、活動領域（基本政策9テーマ）と地域（例：衆院選比例11ブロック）の2つについて、委員構成バランスに配慮すると、両者がまったく重ならない委員構成を想定すると、最大20人の枠が必要となり、推薦人数を半数以下（17人以下）にするのは難しい。</p> <p>実際には、両者が重なるケースがあるため、地域ごとの人口比などに配慮しても15～17人程度になることが予想され、その上で、ジェンダー・世代・特記事項（例：実績、職業）にも配慮する枠（5人程度）を加味すると、20～22人程度は最低限必要となる。</p> <p>※実際に、今回の委員推薦メンバーを、構成バランスに配慮して、独自に優先付けしてみたところ、ちょうど22人必要だった。（別途、推薦委員の構成バランス評価表を添付）</p> <p>これらのことから、会員に開かれ、かつ、円滑な運営を行う上で、全国協議会の推薦は、（最大委員数35人の3分の2以下となる）23人以下を目安とするのが妥当と考えられる。</p> <p>今回提案した内容以外にも、人事選出方法については、別途修正提案を行った、第1号議案・第1章第4条に基づき、より良い方法を検討・議論・構築していく必要がある。</p>		
提出者	お名前	ご住所（市区町村まで）	TELもしくは e-mail
代表者	藤原 朋広	茨城県 守谷市	
	宮崎 登	ドイツ ハンブルク市	
	内藤 繁	神奈川県 藤沢市	
	鈴木 輝彦	東京都 杉並区	
	中山 茂	千葉県 成田市	
	豊田 栄一郎	東京都 新宿区	

対象議案	会員資格		
対象項目	第2章 第6条		
修正内容	<p>第6条（会員資格） この政党の目的に賛同する人は、原則として誰でも会員になることができます。但し、国政に議席を有する国政政党との二重加盟をすることはできません。この、但し、以下を削除</p>		
修正理由	<p>そもそもこの組織の大原則は情報公開で運営して行こうということです。二重加盟によって差し障りがあることがわかりません。</p> <p>みどり東海で話し合った時に出されたもののなかに、スパイ行為への警戒がありました。確かに、選挙運動などの局地的戦術において内部だけの秘密事項もでてくるでしょう。しかし、それはいずれにせよ、他の党所属の人がいようがいまいが、なんらかの対策は講じられて来たとし、これからもそれに関しては、なにも変わらないでしょう。</p> <p>それよりも、多様性の尊重を高く掲げる我が団体こそは、これまでの既存政党では当然であったこの考えから解放されるべきではないかと、考えます。他の政党に属している人のなかにも、我々の考えに非常に近いひとは沢山います。こう人たちを、いかに仲間に入れていくのか、これこそが我々の大きな課題ではないでしょうか？</p> <p>もちろん国会議員が選出されて、事態が大きく変わり、二重加盟の差しさわりが実際にでてくるようになれば、その時に改めて、全員で考えればいいことではないでしょうか？ 暫定規約の時点から門前払いという態度になるこの条文は、これまでと違ったスタイルの政治文化を創ろうとする組織には相応しいのでしょうか？</p> <p>従来型の政党政治にはっきりとコミットした人だけに限定するのではなく、私たちのこの考え方と運動に関心をもち少しでも関わってみようもっている人に開かれていること。より多くの方がそんなに構えなく、入れるようにする。これこそ私たちの新しい組織にとって最も大切な理念ではないかと思えます。</p>		
提出者	お名前	ご住所（市区町村まで）	TEL もしくは e-mail
代表者	功久(いさくたきの)	岐阜県御嵩町	
	酒井 浩朗	愛知県名古屋市	
	辻 正三	愛知県碧南市	
	尾形慶子	愛知県豊川市	
	鈴木輝彦	東京都杉並区	
	山田和孝	愛知県名古屋市	

対象議案	規約の改廃・修正に関して		
対象項目	第8章 第33条		
修正内容	規約の改廃の手続きを大幅に変更 33条（規約の改廃・修正・修整）この規約は、総会の出席者の2分の1をもって改正、または廃止することができます。		
修正理由	<p>組織の規約の最後には、大体は原案のような「3分の2以上賛成ともって」の条文が書かれています。代表的なものは憲法で、そこには、組織が一旦動き始まったらめったに変えてはならない「基本の定め」というメッセージが織り込まれています。</p> <p>それは、これには手を付けず、実質を変える細則や、運用実質や解釈を次々に変更するという文化と一体になっていることが多いのです。憲法はその最たる例ですが... これは、実は官僚支配を許し、お任せ民主主義を定着させた文化とどこかでつながっている気がしてなりません。</p> <p>また、この規約の案をつくったり、それについて議論したりしてきた人と、それが定まってからこの組織に入って来る人とは、組織に対する気持ち・意識が全く違うものになります。現在1000人そこそこの我々の団体が狙うのは、そのメンバーを今後できるだけ早く、10倍にも100倍にもして行くことではないでしょうか？</p> <p>その時に、決定的に重要なことは、その組織の創設に参加しているという感覚なのです。規約はできる限りザックリしたものにして、今後入って来る新しいメンバーにも、創設に関わっているという感覚を体験していただきたいと思います。この感覚はささいなもののように見えますが、実は心理的には決定的なことで、これはメンバーのアイデンティティと主体性の中核に関わり、その後の組織との関わりに、ずっと影響して行くものです。</p> <p>そのために、今後どうなるかもしれない政治状況のなかで、あまりきっちりしたものをつくらずに、改定も修正・修整も比較的容易にできるよう可能性をできるだけ広く残して行くべきと思います。</p>		
提出者	お名前	ご住所（市区町村まで）	TELもしくは e-mail
代表者	功久（いさくたきの）	岐阜県 御嵩町	
	辻 正三	愛知県碧南市	
	酒井 浩朗	愛知県名古屋市	
	山田和孝	愛知県名古屋市	
	尾形慶子	愛知県豊川市	
	内藤繁	神奈川県藤沢市	

対象議案	1号議案		
対象項目	規約案		
修正内容	<p>以下の規約を作る。(常設賛否等投票権)</p> <p>(1)会員は、党所属議員が国会で議決する各法案や各議案について、賛否等の希望する判断を党に伝える事ができる。</p> <p>(2)代表は各議案や各法案についての賛否等の数や意見を速やかに公表するように努める。</p> <p>(3)党所属議員は、それら会員の判断とその数も参考に国会での議決行動について判断する。</p>		
修正理由	<p>規約案は、市民団体としての方針についての会員の直接投票の権利を規定するものはあるが、党所属国会議員が誕生すれば、その各法案への直接投票への要求は高まるはずなのに、その規定が無い。</p> <p>理想は全法案だが、まず「努める」とし、出来るものからすべき、という党に裁量のある案とした。</p>		
提出者	お名前	ご住所(市区町村まで)	TELもしくはe-mail
代表者	内藤 繁	神奈川県藤沢市	
	藤原 朋広	茨城県 守谷市	
	豊田栄一郎	東京都新宿区	
	松居まゆみ	神奈川県横浜市戸塚区	
	桜井有機子	神奈川県相模原市	
	鈴木 輝彦	東京都杉並区	

対象議案	第1号議案		
対象項目	第5章 執行機関		
修正内容	第30条の中の、「会の財産及び会計の監査をする監査を1名以上」を、「会の財産及び会計を監査する監査を2名以上」に修正すること。		
修正理由	金銭に関することは、最も重要なことであり、かつ、内容が煩雑でもあり、最低でも2名は必要だと考えられるから。		
提出者 代表者	お名前	ご住所（市区町村まで）	TEL もしくは e-mail
	鬼松 成剛	愛知県津島市	
	鈴木 輝彦	東京都杉並区	
	伊部 聖	北海道札幌市	
	谷口 明生	神奈川県横浜市	
	片山 いく子	埼玉県春日部市	
功久 たきの	岐阜県可児郡御高町		

対象議案	第1号議案 暫定規約		
対象項目	第2章 会員・サポーターと直接民主主義 第6条（会員資格） 「原則として誰でも会員となることができる」		
修正内容	「原則として会員2名の推薦を得、地域組織または運営委員会の承認を得て会員となることができる」		
修正理由	<p>新しく作られる「みどりの党」のイメージは、「党」というより「みどりの人々」という「政党らしくない政党」というのが多くの方の想いです。ただ、一方で、基礎的な組織活動も構想していることから、組織の基本は「3人から（あなたとわたしでは社会にならない）」という原則に立ち2名以上の推薦者をえるということを条件に課した方が広がり の基礎を作ることができると思います。ネット型社会で、ネット呼びかけによる匿名性的な個人単位の人 の集まりの要素も大切ですが、地域で、あるいは全国での顔が見える人のつながりの大切さという点を考慮して、修正案を提案します。「誰でも」というのは、サポーター的な要素になると思います。</p>		
提出者 代表者	お名前	ご住所（市区町村まで）	TEL もしくは e-mail
	栗原一郎	静岡県三島市	
	江本浩二	静岡県沼津市	
	大石和央	静岡県牧之原市	
	山下ふみこ	静岡県沼津市	
	松谷 清	静岡県静岡市	
	下村大和	静岡県静岡市	

対象議案	第1号議案 暫定規約		
対象項目	<p>第6章 国会議員の責務 第31条</p> <p>(1)「国会における採決については党と協議を行い、会員に開かれた議論を保障すること」</p> <p>(2)「国会議員は代表にならないこととし、政党の他の役員就任にも一定の制限を設けること」</p> <p>(4)「立法事務費の使途について政党と協議すること。文書交通費の使途については政党に報告すること」</p>		
修正内容	<p>(1)国会における採決については、会員に開かれた議論を保証すると共に党との協議を行い党の決定に従う。党として党議拘束を外すという決定を行った場合は、議員の判断に委ねる</p> <p>(2)国会議員は、党の共同代表の半数以内とし、政党の他の役員就任にも一定の制限を設ける</p> <p>(4)立法事務費の使途については政策研究費として政党に委託する。文書交通費については、政党と協議すること。</p>		
修正理由	<p>(1)の提案理由 原案は、有権者に対する責任を果たすという意味においては政党の拘束力はなく議員が最終判断するものとする前提に立っているように思います。それも一面の真理ですが、社会変革の手段として政党を形成していく以上は、政党所属の議員が党決定と違った採決に臨むということを容認できないはずですが、政党が予測しえない新たなテーマに直面した時、政党としてより、有権者との関係含め議員本人の判断に任せる必要が生じる場合があります。最近でいえば、既存政党において臓器移植法改正の時がそうでした。その意味で、党議拘束を外すという政治選択はありうるので、それらを加味しての修正案になります。</p> <p>(2)提案理由 この規定は、ドイツみどりの党の初期に比例代表選挙制度における国会議員の位置づけを巡り成立した条項です。政治の専門家を作らない、議員の権威・権力を弱める、議員の交代制、底辺民主主義を表すものとして当時、「政党らしくない政党」としてその斬新さとして注目されました。その後の国会での議員活動をめぐって様々な試行錯誤が試みられましたが、実態としては議員の専門家的要素の必要性も認識されるに至っています。私たちが、その努力の経過と失敗をどう評価するか、どう乗り越えるか、みどりの党の斬新さを示す指標であることは今も変わりありません。ところが一方で、提案されている共同代表には男女同数原則は守られていますが、二人は自治体議員という構成になっています。これは、1998年に出発した「虹と緑の500人リスト運動」の経験と蓄積から、或る程度の議員の専門性、役割は必要との認識が働いているからであると理解します。議院内閣制度の国会と大統領制度の自治体議会との違いはありますが、議員という性格は重なるところがあります。その意味で、共同代表において自治体議員の代表を認めるのであれば、国会議員においても半数以下の代表を認めてもいいとする観点からの修正案です。</p> <p>(4)提案理由 立法事務費は、会派支給になっていますので複数の議員を抱える会派において立法事務費は会派管理となります。ただ、個人議員の場合、正式な会派の要件を満たしていませんが、国会でも、自治体議会でも個人議員にも支給されますので事実上個人の議員管理となります。しかし、原則は、会派管理、つまり事実上の政党管理として扱われるべき性格のもので、既存の政党もそのような扱いとなっています。原案の「使途について政党と協議すること」という規定は、国会議員の個人管理でもいいという解釈も成り立ちますので、原則として政党管理にすべきとの観点からの修正案です。文書交通費については、衆議院小選挙区選出議員、衆議院比例区選出議員、参議院地方区選出議員、参議院全国区選出議員という議員の選出の違いや選出議員の都道府県と国会との距離など文書交通費の取り扱いも異なってきます。一方で、支給額は大きいという事情があり、原案の「報告」という議員の意志に任されるより、透明性の観点や各議員の活動スタイルの違いなど党の意志も反映される必要性があるとの観点からの修正案です。</p>		
提出者	お名前	ご住所（市区町村まで）	TEL もしくは e-mail
代表者	栗原一郎	静岡県三島市	
	江本浩二	静岡県沼津市	
	大石和央	静岡県牧之原市	
	山下ふみこ	静岡県沼津市	
	松谷 清	静岡県静岡市	
	下村大和	静岡県静岡市	

対象議案	第 1 号議案 暫定規約		
対象項目	第 31 条に続いて第 32 条 自治体議員・首長の責務 として加筆		
修正内容	<p>第 3 2 条</p> <p>(1) 「自治体議員・首長が掲げる自治体政策等について、政党の基本政策に関わる案件については党と協議する」</p> <p>(2) 自治体議員・首長は地域組織の共同代表の半数以下とし、地域組織の他の役職就任にも一定の制限を設けること。</p> <p>(3) 議員報酬、首長報酬については自治体規模により多様性があり、細則で定める。(みどりの未来の規定を準用する)</p> <p>(4) 自治体議員政務調査費の用途については政党に報告し、公開する。</p>		
修正理由	国会議員規定に準じた扱いとして同趣旨の規定が必要との観点からの修正案となっています。3 2 条の後の条項は数値が変更される		
提出者	お名前	ご住所(市区町村まで)	TEL もしくは e-mail
代表者	栗原一郎	静岡県三島市	
	江本浩二	静岡県沼津市	
	大石和央	静岡県牧之原市	
	山下ふみこ	静岡県沼津市	
	松谷 清	静岡県静岡市	
	下村大和	静岡県静岡市	

対象議案	第1号議案 暫定規約		
対象項目	第2条(目的)／第3条(活動・事業)／第19条(選出)24条25条／ 第24条及び第25条／第30条		
修正内容	<p>第2条(目的)全文を以下の文に書き換える 第2条(目的)私達はグローバルグリーンズ憲章6つの理念【①エコロジカルな知恵、②社会的公正と正義、③参加民主主義、④非暴力・平和、⑤持続可能性社会、⑥多様性の尊重】に基づき、私達のめざす「新しい社会ビジョン」を実現するために国会に議席を持ち、緑の政治に取り組む政党として政権を目指す。</p> <p>第3条(活動・事業)9つの活動・事業の3を以下の文に書き換える。 3. 男女平等を構築するために女性に対する社会的偏見や差別の撤廃を求めるキャンペーン・イベント活動。及びクォータ制の推進キャンペーン。その他各種イベント活動。</p> <p>第19条(選出)24条25条の再任規定に連続任期8年の限定規定をいれる。 (2) 会員6名以上(本人を除く)の推薦を受け、所定の期日以前に推薦状が提出された立候補者。なお、任期は一年としますが、8年を超えるまでは再任は妨げない。</p> <p>第24条及び25条 なお、任期は全国協議会の任期と連動し、8年を超えるまでは再任は妨げない。</p> <p>第30条(監査)監査1名以上を2名以上とする</p>		
修正理由	<p>■規約第2条の目的で「新しい社会ビジョン」を実現するためには一人や二人の国会議員を当選させても絶対に脱原発は実現できません。政策実現に影響力を発揮するためにはやはり政権政党にならなくてはグローバルグリーンズ憲章6つの理念を実現できないと考えます。故に政権政党を目指して政治活動を持続的に展開することを目的とする政党であることを規約に明記することを提案します。</p> <p>■第3条の活動・事業に男女平等を明記し、ジェンダー、クォータ制度の導入を基本政策に盛り込むのはもとより、「緑の党」が女性を大切に考える政治活動を展開するのであれば規約の中にもジェンダー、クォータ制度の推進キャンペーンを明記することで「緑の党」らしさ、当の性格や党のカラーをアピールするべきと考え提案します。</p> <p>■第19条、24条、の再任に関する規定では、長期に渡り再任されることはあらゆる弊害を生み出すことになるので、再任期限を限定的とするべき事を提案します。</p> <p>■30条の監査一名以上では一名の場合が出てくることを懸念し、会計の公正さを確保する意味から二名以上として会計監査の公正さを確保する意味から提案します。</p>		
提出者	お名前	ご住所(市区町村まで)	
代表者	眞木眞一	埼玉県富士見市	
	山田武	千葉県柏市	
	浅川博之	千葉県市川市	
	眞木彩子	千葉県山武郡大網白里町	
	松居真弓	神奈川県横浜市	
	清水英生	埼玉県川越市	
	石渡春見	東京都台東区	

対象議案	【資料】共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則		
対象項目	<ul style="list-style-type: none"> 特に、基本政策5に掲げる結果の平等を実現するクォーター制を取り入れ、半数以上が女性となるようにします。 を以下のように修正。		
修正内容	修正案8 クォーター制を取り入れ、いずれかの性が40%以下としないようにします。		
修正理由	<p>性差別によって女性であるというだけで社会進出や決定権のある地位につくことを阻まれる不合理は質していかなければならないと思う故、クォーター制については異論はありません。しかし、共同代表や全国協議会委員の人選については、性別だけでなく、専門性などその人の人となり求められることもあり、女性が半数以上と規定することについては問題があると考えます。</p>		
提出者 代表者	名 前	住所（市区町村まで）	TEL もしくは e-mail
	片山 いく子	埼玉県春日部市	
	石渡 春見	東京都台東区	
	清水 英生	埼玉県川越市	
	豊田 栄一郎	東京都新宿区	
	眞木 眞一	埼玉県富士見市	
	山本 雅子	埼玉県さいたま市	

対象議案	第5号議案 共同代表の選出 第6号議案 全国協議会委員の選出		
対象項目	総会冊子19ページに掲載された、資料「共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則」(2012.6.24 第3回「緑の党」結成準備委員会で確認)について。		
修正内容	総会冊子19ページに掲載された、資料「共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則」(2012.6.24 第3回「緑の党」結成準備委員会で確認)の全部を、修正案(別紙)のとおり変更する。		
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 党の代表者および常任議決機関の構成員の具体的な選出方法を規定する重要な細則であることから、条文形式とし、制定根拠となる規約(案)の条文を明示し、改廃の手続き規定も明示するようにした。 ・ 地域の会員の組織化が途上である状況で、共同代表および全国協議会委員の地域バランスは、全国の会員の声を運営に生かすために重要である。そのため、特定の地域の人が全国協議会推薦候補および当選者の4割を超えないとする規定を加えた。 ・ クォータ制の趣旨は理解できるが、全国協議会推薦候補および当選者の過半数を女性とする規定は、2つの性に留まらない多様な性のあり方、活動領域、世代など、他の多様性を確保する際の足かせになる可能性がある。よって、女性の人数の規定を4割超とし、加えて、さまざまなマイノリティの立場にある人を全国協議会推薦候補および当選者に含めるよう求める規定を加えた。 ・ 多様性を確保するための選出基準があるため、一度の投票で基準を満たした当選者が十分確保できない場合が考えられる。その際の事後の対応規定が不十分であったので、総会との関係性も踏まえ、規定を加えた。 ・ 以上の趣旨により、修正案を提案する。 		
提出者 代表者には ○印を付す	お名前	ご住所(市区町村まで)	TELもしくはe-mail
	○ 加藤 良太	京都府京都市	
	脇 文香	京都府京都市	
	長谷川 羽衣子	京都府京都市	
	片山 いく子	埼玉県春日部市	
	植田 真紀	香川県高松市	
	井上 裕子	福岡県福岡市	
	本河 知明	福岡県福岡市	
足立 力也	福岡県嘉穂郡		

共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則

(修正案)

第1条 本細則は、規約第19条および第24条に基づき、共同代表および全国協議会委員の選出に関する事項を規定します。本細則の改廃は、規約第13条および第14条(3)に基づき、総会で参加者の過半数の賛成を得て行います。

第2条 規約第4条に基づき、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮して実施します。特に、以下の基準を満たすようにします。

- ① 特定の地域(北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国、九州の区分による)の人が、4割を超えないようにします。
- ② 結果の平等を実現するクォータ制を取り入れ、女性が4割を超えるようにします。また、さまざまなマイノリティの立場にある人が含まれるようにします。

第3条 全国協議会による候補者の推薦は、本細則第2条に基づいて行われなければなりません。

第4条 投票および当選者の確定は、以下のように行います。

- ① 会員からの立候補がなく、異議がない場合は拍手承認により決定します。
- ② 会員からの立候補がなく拍手承認に異議が出た場合、会員からの立候補があり全国協議会からの推薦候補と合わせて定員以内の場合は、信任投票を行います。
〈投票〉何人の候補者を信任してもよいこととします。
〈当選〉過半数の信任を得た候補者のうち、得票上位の人から、本細則第2条に基づき当選者を確定し、当選とします。
- ③ 会員からの立候補があり、全国協議会からの推薦と合わせて定員を超えた場合は、選挙を行います。
〈投票〉定員以内の何人の候補者に投票してもよいこととします。
〈当選〉得票上位の人から、本細則第2条に基づき定員以内で当選者を確定し、当選とします。

第5条 本細則第4条に基づく投票および当選者の確定作業の結果、本細則第2条に基づき当選者が十分に得られなかった場合、以下のいずれかの対応を行います。

- ① 総会の過半数の同意を得て、本細則第2条の基準を満たす当選者が得られなかった員数について、全国協議会が基準を満たす候補者を追加推薦し、会員からの追加立候補を受け付けた上で、第4条に準じて追加選出を行います。
- ② 総会の3分の2が特に必要と認めた場合は、第4条に基づく投票および当選者の確定作業の結果を、そのまま承認します。

付 則 2012年7月28日 総会承認により施行。